

3.65万円特別控除を利用する節税策



《 * 青色申告者に対しての特典です * 》

【1】 帳簿の作成・元帳の作成 …… 65万円の特別控除が受けられます。

【2】 現金主義(元帳作成が無い) …… 10万円の特別控除

計 算 例

【1】の場合

売上金額	15,000,000
経費合計	11,500,000
差引所得額	3,500,000
特別控除額	650,000
所得金額	2,850,000

【2】の場合

売上金額	15,000,000
経費合計	11,500,000
差引所得額	3,500,000
特別控除額	100,000
所得金額	3,400,000

所得差額 550,000円

最高税率 50% で税金計算すると……

【1】の場合 $2,850,000 \times 50\% = 1,425,000$

【2】の場合 $3,400,000 \times 50\% = 1,700,000$



節税額 275,000円の節税になります

* 詳細は、当事務所までお問い合わせください。お待ちしております。